

国民年金「学生納付特例制度」

■学生の国民年金保険料の納付が猶予される制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

20歳の誕生日の前月に日本年金機構から年金の加入申請書と特例制度の申請書が届きますので、併せて提出してください。

■学生納付特例の申請は毎年度必要です

学生納付特例の対象期間は4月から翌年3月までで、毎年度申請が必要です。

【学生納付特例申請・更新方法】

- 申請用紙が届いた方／在学証明書もしくは学生証の写しを添付の上、町民生活課窓口または米子年金事務所にて提出
- ハガキ形式の申請書が届いた方／ハガキに必要事項を記入し、日本年金機構に送付

【問い合わせ先】 米子年金事務所 ☎34-6111
町民生活課(天萬庁舎内) ☎64-3781

一度申請されると、翌年度からは年金機構より4月に案内が送られてきます。引き続き学生であれば、必要事項を記入し申請をしてください。

年金機構より案内が届かない場合は、町民生活課に申請用紙がありますので、ご来庁ください。

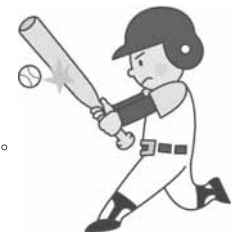
■対象となる学生

- ・学校教育法に規定する大学（大学院）
- ・短期大学・高等学校・高等専門学校
- ・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）などに在学中の学生の方

スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。

- 対象となる事故／グループ活動中の事故・往復中の事故
- 保険期間／平成25年4月1日午前0時～平成26年3月31日午後12時まで
- その他／団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。



加入対象	年間掛金 (1人あたり)	傷害保険(保険金額)			
		死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)
こども(中学生以下)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
大人の文化・ボランティア・地域活動 (16歳以上)					
大人のスポーツ活動(16歳以上)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上のスポーツ活動	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
危険度の高いスポーツ活動	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
■賠償責任保険(免責金額なし) 身体・財物賠償合算1事故 5億円 ※但し、身体賠償は1人1億円限度		■突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血等)葬祭費用 支払い限度額 180万円			

【問い合わせ先】スポーツ安全協会鳥取支部 ☎(0857)28-1288 教育委員会事務局(天萬庁舎内) ☎64-3782